

～都税についてのお知らせ～

## 便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税（23区内）	固定資産税（償却資産） （23区内）
電子申告	○予定申告 ○確定申告 ○清算確定申告 ○中間申告 ○均等割申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請 ・届出	○法人設立・設置届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	_____
電子納税	○本税の納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付 ○見込納付	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	_____

### <eLTAXのご利用時間>


【各手続きの受付時間】 平日 午前8時30分～24時（土日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

### <利用手続きについてのお問い合わせ>

【 ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

【 ヘルプデスク】 0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）  
平日 9時～17時（土日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

### <申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当係

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理係



eLTAX イメージキャラクター  
エルレンジャー

ー都税についてのお知らせー


## 自動車税の納付はお済みですか？


### 車検時納付はNO！



今年度の自動車税の納期限は6月1日（月）です。

まだ納付がお済みでない方は、お早めに納付をお願いします。

東京都の自動車税は、金融機関・郵便局・都税事務所等の窓口のほか、コンビニエンスストア、金融機関等  ペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコン・携帯電話からクレジットカードでも納付できます。

※金融機関等の  ペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、クレジットカードで納付した場合は、納付確認ができ次第（約2週間後、クレジットカードの場合は約3週間後）、はがきサイズの継続検査等用の納税証明書を郵送します。

なお、車検を受ける運輸支局等で自動車税の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時の納税証明書の提示が省略できるようになりました。そのため、はがきサイズの納税証明書の郵送は、**平成28年3月末をもって終了**する予定です。

※クレジットカードで納付する場合は、パソコンや携帯電話から専用サイト（都税クレジットカードお支払いサイト <https://zei.tokyo>）へアクセスし、注意事項をよくお読みの上、お手続きください。

詳しくは、主税局ホームページの「都税の納税等について」をご覧ください。